

令和2年1月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	令和2年1月28日(火)		
2 開会及び閉会	開会	14時01分	
	閉会	14時17分	
3 出席委員	教育長	菅野和良	
	委員	石井希典	
	委員	妹尾直人	
	委員	片山美香	
	委員	河内智美	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	石井雅裕	教育次長	岡林敏隆
次長(教育総務部長兼務)	赤野政治	学校教育部長	奥橋健介
生涯学習部長	重松浩二郎	教育企画総務課企画調整担当課長	高坂仁美
指導課長	松岡和俊	指導課課長補佐	西山 径
文化財課長	草原孝典		
事務局 (教育企画総務課課長補佐)	澤谷好太郎	事務局 (教育企画総務課副主査)	岡崎主馬
5 議題及び結果			
報告第1号	専決処理の報告(令和2年度の全国学力・学習状況調査への対応について)	承認	
第1号議案	岡山市文化財保護審議会への諮問について	原案可決	
6 教育長等の報告 [令和元年12月14日(土)～令和2年1月10日(金)]			
1/9	子どもが輝く学びづくりプロジェクト(公開授業) 【竹枝小学校】	指導課	
1/10	子どもが輝く学びづくりプロジェクト(公開保育) 【可知幼稚園】	指導課、幼保運営課	

石井委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが輝く学びづくりプロジェクトの状況について、それぞれ1番と2番、状況を説明いただけたらと思う。 ○ 竹枝小学校と可知幼稚園なのだが、竹枝小学校は道徳の公開授業だったと聞いている。幼稚園は参加できていないのでわからない。 ○ もう少し詳しく、もしわかれば。 ○ 竹枝小学校は参加できていないので教科のことしかわからないのだが、建部中学校区はかなり中学校区として連携できているので、竹枝小学校の公開授業にも建部中学校、建部小学校等の先生方が多く参加していると聞いている。 ○ 何か可知幼稚園のことでわかる方はいないか。 ○ 学びプロジェクトがもう3年目になって、かなり学校のほうに浸透し定着してきたかなと思っている。先ほど道徳の授業を公開というのがあったのだが、1人の先生の授業をその学校の先生、中学校区の先生みんなで見て、その後議論をするというようなスタイルになっており、授業者が以前だと非常に緊張するというような雰囲気になっており、最近の若い先生方は積極的に手を挙げるというような雰囲気になっていると聞いている。学校によっては授業者は誰にするかと聞いたときに手が3本、4本挙がるのだと。そういうようなムードができたのは、この事業の大きな一つの効果だったなと考えている。また、来年度で4年1サイクルになるのだが、この公開は3年目である。3年目だが、そのほかの年次も積極的に授業研究に取り組むような雰囲気もできており、これからも温かく育てていきたいと思っているので、来年度またご案内もさせていただき、もし時間が合えば見ていただけたらと思う。
指導課長補佐	
教育長 指導課長補佐	
教育長 教育次長	

7 議事の概要

教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○ ただいまから1月岡山市教育委員会定例会を開会する。 本日の傍聴希望者はいない。 ○ 日程第1に入る。 日程第1、会期について、本日1日限りとしてよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ 本日1日限りとする。 日程第2、会議録の承認についてであるが、12月の定例会の議事録が現在作成中であり、次回の協議会の折にご確認いただきたいと思う。 日程第3、事業報告をご覧になって何かご質問はないか。 (会議録6「教育長等の報告」に記載) 本日非公開となるものはないので、早速議事に入ろうと思う。 日程第4、報告第1号、指導課から令和2年度の全国学力・学習状況調査への対応について報告をお願いする。 ○ 教育委員会定例会資料、報告第1号の1ページをご覧いただきたい。 本報告は、令和2年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について、規定により専決処理をしたので報告し承認を求めるものである。 この件について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和元年12月27日に専決処理している。 2ページをご覧いただきたい。 令和2年度全国学力・学習状況調査の実施日は、令和2年4月16日木曜日になる。 調査事項は、児童生徒に対する調査と学校に対する質問紙調査がある。児童生徒に対する調査については、小6と中3を対象に、国語、算数・数学の教科に対する調査と質問紙調査である。 方式は悉皆である。 参加のねらいについては、本市児童生徒の学力及び学習状況を把握・分析し、教育施策に反映させること。学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てること。児童生徒一人一人が学力及び学習状況を把握し、改善
教育長	
全委員 教育長	
教育長	
指導課長補佐	

	<p>に役立てることである。</p> <p>最後に、結果の示し方については、ご覧のものを作成し、岡山市全体の状況や各校の改善プランはホームページに掲載するが、学校の序列化や過度の競争を防ぐため、実施要領を遵守し、学校の教科の平均は公表しない。</p> <p>以上で専決処理の報告の説明を終わる。</p>
<p>教育長 石井委員</p>	<p>○ このことについて何かご質問、ご意見はないか。</p> <p>○ ちょうど昨日給食のことで御休小学校に伺わせていただき、その中で保護者の方への便りを見せていただいた。その中で御休小学校内での学力ではなくて生活の部分に関する経年的な状態の変化が保護者の方や地域の方に6年間分くらい示されているものを拝見して、それは学校内で学力の部分を除いて経年的に変化を見ていくというのはオープンにされているという理解でよいか。</p>
<p>指導課長</p>	<p>○ 学力のものについては、特に平均正答率等の数値については公表しないという中で、文章表現等でこういうところに課題があるというようなこと、それを継続していくとすればこれについては継続していくというような表現の工夫をしながら公表していく。</p>
<p>石井委員</p>	<p>○ 学力以外の部分の生活の部分の学校内の経年変化ということだったと思うので、そういうのはいいと思う。それが結構悪化しているものも多かったのだが、それがオープンに、プラスの意味でみんなに知ってもらって、よりよくしていこうという、そういう校長先生の気持ちがすごく伝わってきて、いい意味で可能な限り活用いただいたらいいのではないかなというふうに感じた。</p>
<p>教育長 片山委員</p>	<p>○ ほかにないか。</p> <p>○ 中学校3年生の3年前の6年生のころの、例えば生活習慣であるとか、学力でも直接点数の比較は難しいとは思うのだが、その3年間の経過を積極的に比較検討されるような結果の利用の仕方をされる予定とかあればそのあたりを教えてください。</p>
<p>指導課長</p>	<p>○ その小6と中3の比較というものについては、全体の岡山市の状況についてもデータをきちんとつくって学校等にはお伝えはしている。特に児童・生徒質問紙であるとか学校質問紙の状況については、ストレートに比較できるということが多くやっている。それから学校も、そういう視点は大事にということ伝えてるので、それを工夫しながら小6の状況をまとめたものは比較してということとはやっているところである。</p>
<p>片山委員</p>	<p>○ 全体に平均してということも大事だと思うのだが、やっぱり個人内の比較ということが進めば、その家庭の状況だとか個人の中の変化が見えると、より気になる子を早く見つけるとか、そういったことにもつながるといったような印象を持つ。</p>
<p>教育長 全委員 教育長</p>	<p>ただ、いろいろと働き方改革の中で細かく見れば見るほど大変だと思うので、もしそういうことが可能であればということで意見をさせていただいた。</p> <p>○ では、報告第1号を承認してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ 第1号を承認する。</p> <p>日程第5に入る。</p> <p>第1号議案、文化財課から保護審議会の諮問についての説明をお願いします。</p>
<p>文化財課長</p>	<p>○ 資料の27ページから37ページをご覧いただきたい。</p> <p>岡山市文化財保護審議会の諮問についてである。</p> <p>本件は、新たに岡山市指定文化財を指定するため岡山市文化財保護条例第10条に基づき、教育委員会があらかじめ岡山市文化財保護審議会の諮問を行い、意見を求めようとするものである。</p> <p>今回指定を行おうとする物件は2件ある。1件目は、中区湯迫の浄土寺本堂である。建立年代は棟札により宝永元年、西暦でいうと1704年、18世紀の初頭と考えられる。2件目は、黥面文身土偶である。前回の協議会の方でご指摘いただいた黥という字を修正している。岡山市北区津寺に所在する津寺（加茂小学</p>

<p>教育長 石井委員</p> <p>文化財課長</p> <p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>校) 遺跡で、昭和63年に行われた校舎の建て替えに伴う発掘調査で弥生時代の後期の溝から出土した。この2件についてご協議のほどよろしく願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご質問、ご意見ないか。 ○ この1件目のものについては宗教的な要素のあるものだと思うが、宗教的な要素が入ってきたときの考え方について、全般的なことで恐縮だが、ご説明いただけたらと思う。 ○ 宗教的な価値といったものと文化財的な価値というものは一応分離する。文化財的な価値というものは2とおりにあって、1つは時代性、いかに古いものであるかということ、それと古いからといって一概に文化財にすると、例えば極端な例だがアンモナイトの化石とか何十万年前のものであったとしてもたくさんある、そういったものは一個一個文化財に指定することはできない。その中で、いかに典型的で貴重であるといったものが選定の基準になってくる。そこにどんな宗教的な、現代の人たちが信仰しているとか、そういった要素が加わっても、それが文化財指定の要素になることはない。基本的に、今申し上げた2点の価値観で文化財指定するものを決めていく。 ○ ほかにないか。 ○ 〈なし〉 ○ それでは、第1号議案を原案どおり可決してよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ 原案どおり可決する。 <p>本日予定していた案件の審議は全て終了した。 以上をもって令和2年1月の教育委員会定例会を閉会する。</p>
---	---

傍聴の状況		
報 一	道 般	0名 0名